

令和5年9月14日開会

# 令和5年9月徳島県議会定例会議案（その2）



## 目 次

第 2 号	令和5年度徳島県一般会計補正予算（第4号）	1頁
第 3 号	令和5年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第2号）	15
第 4 号	令和5年度徳島県病院事業会計補正予算（第2号）	17
第 5 号	徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部改正について	19
第 6 号	旅館業法施行条例の一部改正について	21
第 7 号	徳島県知事の在任期間に関する条例の制定について	23
第 8 号	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	25
第 9 号	徳島県未来創生文化関係手数料条例及び徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正について	29
第 10 号	徳島県立総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	31
第 11 号	所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	33
第 12 号	道路法施行条例の一部改正について	35
第 13 号	徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例等の一部改正について	37
第 14 号	令和5年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について	39
第 15 号	令和5年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について	43
第 16 号	令和5年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について	45
第 17 号	令和5年度県単独道路事業費に対する受益市町負担金について	47
第 18 号	令和5年度県営都市計画事業費に対する受益市町負担金について	51
第 19 号	令和5年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金について	53
第 20 号	令和5年度流域下水道事業費に対する受益市町負担金について	57
第 21 号	令和5年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について	59

第 22 号	大鳴門橋自転車道設置工事の委託契約について .....	61頁
第 23 号	徳島県立国府支援学校校舎棟新築工事のうち建築工事の請負契約について .....	63
第 24 号	行政事務用パソコンの購入契約について .....	65
第 25 号	徳島県男女共同参画基本計画（第5次）の策定について .....	67
第 26 号	令和4年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定について .....	69
第 27 号	令和4年度徳島県病院事業会計決算の認定について .....	71
第 28 号	令和4年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について .....	73
第 29 号	令和4年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について .....	75
第 30 号	令和4年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について .....	77
第 31 号	令和4年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について .....	79
第 32 号	令和4年度徳島県流域下水道事業会計決算の認定について .....	81
報告第1号	令和4年度決算に係る健全化判断比率の報告について .....	83
報告第2号	令和4年度決算に係る資金不足比率の報告について .....	85
報告第3号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について .....	87
報告第4号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について .....	89
報告第5号	地方独立行政法人徳島県鳴門病院の令和4年度に係る業務の実績に関する評価結果について .....	91

## 第 2 号

## 令和5年度徳島県一般会計補正予算（第4号）

令和5年度徳島県一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,713,726千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ533,088,726千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の変更は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表地方債補正」による。

令和5年9月14日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		千円 873,193	千円 65,104	千円 938,297
	1 分担金	181,047	16,554	197,601
	2 負担金	692,146	48,550	740,696
8 使用料及び手数料		5,757,795	1,950	5,759,745
	1 使用料	4,181,258	1,950	4,183,208
9 国庫支出金		76,795,636	4,838,002	81,633,638
	1 国庫負担金	30,637,127	403,181	31,040,308
	2 国庫補助金	44,804,393	4,434,821	49,239,214
12 繰入金		88,572,537	1,435,125	90,007,662
	2 基金繰入金	24,969,478	1,435,125	26,404,603
13 繰越金		2,141,000	6,819,951	8,960,951
	1 繰越金	2,141,000	6,819,951	8,960,951
14 諸収入		16,447,754	28,594	16,476,348
	7 雑収入	4,878,846	28,594	4,907,440

15 県	債		39,969,000	3,525,000	43,494,000	
		1 県	債	39,969,000	3,525,000	43,494,000
歳 入		合 計		516,375,000	16,713,726	533,088,726
歳 出						
	款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
2 総	務	費	千円 27,108,398	千円 6,387,025	千円 33,495,423	
	1 総	務 管 理 費	12,852,549	5,819,700	18,672,249	
	2 企	画 費	5,667,918	456,925	6,124,843	
	6 防	災 費	3,329,560	110,400	3,439,960	
3 民	生	費	69,859,687	242,225	70,101,912	
	1 社	会 福 祉 費	51,202,738	182,225	51,384,963	
	2 児	童 福 祉 費	13,953,641	56,000	14,009,641	
	3 生	活 保 護 費	4,703,308	4,000	4,707,308	
5 労	働	費	4,330,620	101,200	4,431,820	
	1 労	政 費	3,180,685	101,200	3,281,885	
6 農	林 水 産 業	費	29,770,315	1,774,474	31,544,789	

		1 農 業 費	4,560,153	249,094	4,809,247
		3 畜 産 業 費	1,414,144	257,000	1,671,144
		4 農 地 費	10,130,248	271,700	10,401,948
		5 林 業 費	10,417,520	769,140	11,186,660
		6 水 産 業 費	2,318,456	227,540	2,545,996
7 商 工 費		68,677,387	1,993,400	70,670,787	
	1 商 業 費	62,306,910	830,000	63,136,910	
	3 観 光 費	1,654,182	1,163,400	2,817,582	
8 土 木 費		50,420,927	5,918,847	56,339,774	
	2 道 路 橋 り よ う 費	22,248,776	2,020,282	24,269,058	
	3 河 川 海 岸 費	13,192,421	598,026	13,790,447	
	4 港 湾 費	4,162,466	1,859,519	6,021,985	
	5 都 市 計 画 費	5,696,245	1,441,020	7,137,265	
10 教 育 費		85,722,360	241,620	85,963,980	
	1 教 育 総 務 費	12,129,875	5,620	12,135,495	
	4 高 等 学 校 費	19,771,777	236,000	20,007,777	
11 災 害 復 旧 費		10,596,200	54,935	10,651,135	



	1 農林水産施設災害復旧費	1,499,200	4,935	1,504,135
	3 公用公共用施設災害復旧費	100,000	50,000	150,000
歳 出	合 計	516,375,000	16,713,726	533,088,726

## 第2表 継続費補正

## 1 変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
8 土木費	5 都市計画費	鳴門総合運動公園 野球場改築事業	千円 6,960,000	5	千円 660,000	千円 6,960,000	5	千円 1,810,000
				6	2,340,000	6	2,340,000	
				7	2,360,000	7	1,838,000	
				8	1,600,000	8	972,000	

## 第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	6 防災費	防災対策指導費	千円 105,000
3 民生費	1 社会福祉費	総合福祉センター運営費	73,632
4 衛生費	2 環境衛生費	一般環境対策費	100,000
	3 保健所費	保健所運営費	8,900
6 農林水産業費	4 農地費	団体営土地改良事業費	29,000
		県単独土地改良事業費	28,000
		基幹農道整備事業費	50,000

			広域営農団地農道整備事業費	184,000
			中山間地域農村活性化総合整備事業費	85,000
			農業集落排水整備事業費	65,000
			経営体育成基盤整備事業費	110,000
			農業水利施設保全対策事業費	660,000
			農業水利施設保全合理化事業費	15,000
			耕地地すべり防止事業費	119,000
			老朽ため池等整備事業費	312,000
			地盤沈下対策事業費	73,000
			国営付帯県営農地防災事業費	58,000
			震災対策農業水利施設整備事業費	7,000
			農地海岸保全施設整備事業費	30,000
		5 林 業 費	森林基盤整備事業費	1,195,000
			県単独林道事業費	17,000
			治山事業費	951,000
			林野地すべり防止事業費	115,000
			災害関連緊急治山事業費	80,000

			県単独治山事業費	25,000	
			治山維持補修費	20,000	
	6	水産業費	農林水産総合技術支援センター運営費	30,000	
			県管理漁港維持補修費	60,000	
			広域漁港整備事業費	70,000	
			水産物供給基盤機能保全事業費	286,000	
			水域環境保全創造事業費	15,000	
			漁港海岸保全施設整備事業費	163,000	
			県単独漁港漁場整備事業費	5,000	
7	商工費	3	観光費	観光施設管理運営費	124,200
8	土木費	1	土木管理費	土木企画調整事業費	3,644
		2	道路橋りょう費	道路維持修繕費	491,000
				道路局部改良事業費	201,000
				路側整備事業費	107,000
				道路改築事業費	1,301,000
				緊急地方道路整備事業費	4,899,000
				交通安全対策事業費	137,000

			橋りょう修繕費	60,000
		3 河 川 海 岸 費	河川海岸維持修繕費	257,000
			河川特殊改良事業費	74,000
			広域河川改修事業費	462,000
			総合流域防災事業費	793,000
			地震・高潮対策河川事業費	269,000
			堰堤改良事業費	137,000
			河川管理施設長寿命化事業費	116,000
			通常砂防事業費	226,000
			地すべり対策事業費	641,000
			急傾斜地崩壊対策事業費	102,000
			県単独砂防事業費	25,000
			砂防維持修繕費	24,000
			県単独急傾斜地崩壊対策事業費	20,000
			災害防止対策緊急事業費	30,000
			海岸侵食対策事業費	116,000
			津波・高潮危機管理対策緊急事業費	63,000

			海岸堤防等老朽化対策緊急事業費	116,000
	4 港 湾 費		港湾海岸施設維持補修費	84,000
			県単独港湾整備事業費	156,000
			港湾海岸保全施設整備事業費	464,000
			港湾環境整備事業費	75,000
			港湾補修事業費	1,332,000
		5 都 市 計 画 費		街路事業費
			緊急地方道路整備事業費	258,000
			公園整備事業費	1,518,000
			公園維持修繕費	46,000
	6 住 宅 費		県営住宅建設事業費	285,000
10 教 育 費	4 高 等 学 校 費		高校施設整備事業費	1,771,553
	5 特 別 支 援 学 校 費		特別支援学校施設整備事業費	33,401
11 災 害 復 旧 費	1 農林水産施設災害復旧費		現年発生農地及び農業用施設災害復旧事業費	84,935
			過年発生災害林道復旧事業費	20,000
			現年発生災害林道復旧事業費	70,000
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費		現年発生治山施設災害復旧事業費	70,000

		現年発生漁港施設災害復旧事業費	60,000
		過年発生河川等施設災害復旧事業費	219,000
		現年発生河川等施設災害復旧事業費	660,000
		過年発生港湾施設災害復旧事業費	53,000
		現年発生港湾施設災害復旧事業費	100,000
	3 公用公共用施設費 災害復旧	県立学校施設災害復旧事業費	50,000

#### 第4表 債務負担行為補正

##### 1 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
中山間地域農村活性化総合整備事業工事請負等契約	令和6年度	30,000千円	令和6年度	60,000千円
老朽ため池等整備事業工事請負等契約	令和6年度	140,000千円	令和6年度	340,000千円
道路改築事業工事請負等契約	令和6年度	480,000千円	令和6年度	1,040,000千円

## 第5表 地方債補正

## 1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林水産施設災害復旧事業	千円 3,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要が生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

## 2 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
農地事業	千円 2,715,000	千円 2,822,000
林業治山事業	2,163,000	2,465,000
水産事業	438,000	517,000
道路橋りょう事業	10,348,000	11,051,000
河川海岸事業	6,991,000	7,322,000
港湾事業	1,439,000	2,542,000
都市計画事業	2,416,000	3,095,000
高等学校整備事業	2,145,000	2,347,000
公用公共用施設災害復旧事業	94,000	110,000



計	39,969,000	43,491,000
---	------------	------------



## 第 3 号

## 令和5年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126,552,744千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和5年9月14日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業収入		千円 126,543,944	千円 8,800	千円 126,552,744
	3 諸 収 入	62,734,890	8,800	62,743,690
歳 入	合 計	126,543,944	8,800	126,552,744

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業費		千円 126,543,944	千円 8,800	千円 126,552,744
	1 中小企業・雇用対策事業費	126,543,944	8,800	126,552,744
歳 出	合 計	126,543,944	8,800	126,552,744

## 第2表 債務負担行為補正

## 1 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
企業立地促進事業に係る補助金交付指令	自 令和6年度 至 令和13年度	2,500,000千円	自 令和6年度 至 令和13年度	3,000,000千円

第 4 号

令和5年度徳島県病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度徳島県病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度徳島県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（補正前） （補正後）

(4) 主要な建設改良事業

病院増改築工事費 84,707千円 289,707千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	5,845,432千円	205,000千円	6,050,432千円
第1項 企業債	794,000千円	205,000千円	999,000千円
支 出			
第1款 資本的支出	7,076,056千円	205,000千円	7,281,056千円
第1項 建設改良費	824,079千円	205,000千円	1,029,079千円

（企業債）

第4条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
病院整備事業	千円 794,000	千円 999,000

第5条 予算に次の1条を加える。

(継続費)

第10条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	県立中央病院本館棟機能強化事業	千円 1,750,000	5	千円 200,000
				6	700,000
				7	750,000
				8	100,000

令和5年9月14日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

## 第五号

徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部改正について

徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年九月十四日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

### 徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県危機管理環境関係手数料条例（平成十六年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の百二十三の項中「又は」を「」に、「の規定」を「又は第三条の四第一項の規定」に改める。

### 附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

### 提案理由

旅館業法の一部が改正されたことに伴い、事業譲渡による旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査に係る手数料を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。





## 第六号

### 旅館業法施行条例の一部改正について

旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年九月十四日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

#### 旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和五十七年徳島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三条中「及び第三条の三第三項」を「、第三条の三第二項及び第三条の四第三項」に改める。

第十二条中「第五条第三号」を「第五条第一項第四号」に改める。

第十四条中「第三条の二第一項」を「第三条の三第一項」に、「第三条の三第一項」を「第三条の四第一項」に改める。

#### 附則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

#### 提案理由

旅館業法の一部が改正され、旅館業の事業譲渡に関する規定が定められたことに伴い、所要の改正を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第七号

徳島県知事の在任期間に関する条例の制定について

徳島県知事の在任期間に関する条例を次のように定める。

令和五年九月十四日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

## 徳島県知事の在任期間に関する条例

## (目的)

**第一条** この条例は、幅広い権限を有する知事の在任期間の上限を定め、もって県政を刷新し活力ある県政の運営を目指すことを目的とする。

## (在任期間)

**第二条** 知事の職にある者は、その職に連続して三期（一の任期における在任期間が四年に満たない場合についても、これを二期とする。）を超えて在任しないものとする。

2 知事の職の退職を申し出た者が当該退職の申立てがあったことにより告示された知事の選挙において当選人となり引き続き在任することとなる場合においては、当該選挙の直前及び直後の任期を併せて一期とみなして、前項の規定を適用する。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日に知事の職にある者について適用する。

## 提案理由

県政を刷新し活力ある県政の運営を目指すため、幅広い権限を有する知事の在任期間の上限を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第八号

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和五年九月十四日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

**第一条** 職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

**第三条** 第一項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ、」に改める。

第十一条の五第五項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第四十四条」を「第二十六条の八」に改め、同条第六項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

（技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

**第二条** 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和三十一年徳島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第九条の三第三項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第四十四条」を「第二十六条の八」に改める。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第八号 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

**第三条** 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第十五条の二第三項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第四十四条」を「第二十六条の八」に改める。

（病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

**第四条** 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第二十条第三項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第四十四条」を「第二十六条の八」に改める。

（徳島県学校職員給与条例の一部改正）

**第五条** 徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改め、同条第二項中「且つ」を「、かつ、」に改める。

第十五条の五第五項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第四十四条」を「第二十六条の八」に改め、同条第六項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

（徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正）

**第六条** 徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条の五第五項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第四十四条」を「第二十六条の八」に改め、同条第六項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

## 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第三条第一項並びに第十一条の五第五項及び第六項、第二条の規定による改正後の技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第二条第二項及び第九条の三第三項、第三条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第二条第三項及び第十五条の二第三項、第四条の規定による改正後の病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第二条第三項及び第二十条第三項、第五条の規定による改正後の徳島県学校職員給与条例第三条第一項並びに第十五条の五第五項及び第六項並びに第六条の規定による改正後の徳島県地方警察職員の給与に関

する条例第十八条の五第五項及び第六項の規定は、令和五年九月一日から適用する。

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。





第九号

徳島県未来創生文化関係手数料条例及び徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正について

徳島県未来創生文化関係手数料条例及び徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年九月十四日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県未来創生文化関係手数料条例及び徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

（徳島県未来創生文化関係手数料条例の一部改正）

第一条 徳島県未来創生文化関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。  
別表第一に次のように加える。

十一 母体保護法施行令（昭和二十四年政令第十六号）第一条第一項の規定に基づく受胎調節実施地指導員の指定証の交付	四千元
十二 母体保護法施行令第一条第二項の規定に基づく受胎調節実施地指導員の標識の交付	三千百円
十三 母体保護法施行令第三条の規定に基づく受胎調節実施地指導員指定証の訂正	二千四百円
十四 母体保護法施行令第五条の規定に基づく受胎調節実施地指導員指定証の再交付	二千八百円
十五 母体保護法施行令第五条の規定に基づく受胎調節実施地指導員標識の再交付	二千五百円

（徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正）

第二条 徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。  
別表第一の三十二の項から四十の項までを次のように改める。

三十二から四十まで 削除

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

組織の再編に伴い、関係条例について所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十号

徳島県立総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県立総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年九月十四日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県立総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県立総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和五十八年徳島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。  
別表五〇一会議室（和室）の項を削り、同表視聴覚室の項の項名を「四〇三会議室」に改め、同項の次に次のように加える。

五〇一会議室	一、一四〇円	一、五六〇円	一、四五〇円
五〇二会議室	五一〇円	七一〇円	六五〇円

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の徳島県立総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定によりされた視聴覚室の利用の許可であつて同日以後の利用に係るものは、改正後の徳島県立総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定によりされた四〇三会議室の利用の許可とみなす。

提案理由

徳島県立総合福祉センターにおいて既存の会議室を改修し新たな会議室を設けることに伴い、当該会議室の利用料金の基準額を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第十一号

所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和五年九月十四日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

次に掲げる条例の規定中「別表第一第一号」を「別表第二第一号」に改める。

- 一 徳島県土地改良財産の管理及び処分に関する条例（昭和五十八年徳島県条例第十八号）別表
- 二 徳島県漁港管理条例（昭和四十三年徳島県条例第二十五号）別表第一の二の表
- 三 徳島県都市公園条例（昭和三十三年徳島県条例第二十号）別表第二の一の表

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

所得税法等の一部を改正する法律により消費税法の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



第十二号

道路法施行条例の一部改正について

道路法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年九月十四日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路法施行条例の一部を改正する条例

道路法施行条例(平成十二年徳島県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。  
別表令第七条第九号に掲げる施設の項及び令第七条第十二号に掲げる器具の項を次のように改める。

令第七条第九号に掲げる施設		建築物				
		階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三のもの	階数が四以上のもの	
令第七条第十二号に掲げる器具	高架の道路の路面下に設ける施設であつて規則で定めるもの	一年	時価に〇・〇〇六を乗じて得た額	時価に〇・〇〇八を乗じて得た額	時価に〇・〇〇六を乗じて得た額	時価に〇・〇〇八を乗じて得た額
	その他のもの	一年	時価に〇・〇〇九を乗じて得た額	時価に〇・〇〇九を乗じて得た額	時価に〇・〇〇九を乗じて得た額	時価に〇・〇〇九を乗じて得た額
令第七条第十二号に掲げる器具	高架の道路の路面下に設ける施設であつて規則で定めるもの	一年	時価に〇・〇〇六を乗じて得た額	時価に〇・〇〇八を乗じて得た額	時価に〇・〇〇六を乗じて得た額	時価に〇・〇〇八を乗じて得た額
	その他のもの	一年	時価に〇・〇〇九を乗じて得た額	時価に〇・〇〇九を乗じて得た額	時価に〇・〇〇九を乗じて得た額	時価に〇・〇〇九を乗じて得た額

## 附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

徳島環状線の高架の道路の路面下に設ける特定の施設について、有効利用を推進するため、新たな占用料の区分を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第十三号

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年九月十四日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

（徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部改正）

**第一条** 徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「又はへき地の公立学校に勤務する教育職員の子弟であつて」を「であつて」に改める。

第三条第二号中「又はへき地の公立学校に勤務する教育職員の子弟」を削り、同条第三号を削り、同条第四号中「であつて」を「であつて」に改め、同号を同条第三号とする。

第五条第二項中「き損し」を「毀損し」に、「よつて」を「よつて」に改め、同項ただし書中「き損」を「毀損」に改める。

第八条中「五千六百元」の下に「（個室を使用する場合には、七千円）」を加える。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 第八条の規定の適用については、当分の間、「五千六百元」とあるのは「二千八百円」と、「七千円」とあるのは「三千五百円」とする。

（徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

**第二条** 徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年徳島県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一項の見出しを削り、同項中「（以下「施行日」という。）」を削る。

附則第二項の前の見出し及び同項を削り、附則第三項を附則第二項とする。

附則第四項を削る。

附則

- 1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第一条中徳島県立高等学校総合寄宿舍の設置及び管理に関する条例第一条、第三条及び第五条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の徳島県立高等学校総合寄宿舍の設置及び管理に関する条例第八条及び附則第二項の規定は、この条例の施行の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下「適用月」という。）以後の使用料について適用し、適用月前の使用料については、なお従前の例による。

#### 提案理由

徳島県立阿南寮に個室を個室とする新棟を増設することに伴い、個室に係る使用料の額を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第 14 号

## 令和5年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について

令和5年度県営土地改良事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

令和5年9月14日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付記
県営土地改良事業	鳴門市	地盤沈下対策事業	15,000,000 <sup>円</sup>	900,000 <sup>円</sup>	0.6/10以内	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		国営付帯県営農地防災事業	20,000,000	1,500,000	1.5/10以内	
		小計	35,000,000	2,400,000	—	
	小松島市	県営かんがい排水事業	10,000,000	1,000,000	2.25/10以内	
		経営体育成基盤整備事業	37,385,000	3,738,500	1/10以内	
		国営付帯県営農地防災事業	55,000,000	8,250,000	1.5/10以内	
		小計	102,385,000	12,988,500	—	
	阿南市	広域営農団地農道整備事業	40,000,000	4,000,000	1/10以内	
		中山間地域農村活性化総合整備事業	61,000,000	7,350,000	1.5/10以内	
		経営体育成基盤整備事業	235,615,000	24,624,000	1.875/10以内	
		老朽ため池等整備事業	165,000,000	14,350,000	2/10以内	
		国営付帯県営農地防災事業	80,000,000	8,000,000	1/10以内	

		小 計	581,615,000	58,324,000	—
	吉野川市	基幹農道整備事業	50,400,000	4,334,400	0.86/10以内
		広域営農団地農道整備事業	120,000,000	12,000,000	1/10以内
		老朽ため池等整備事業	10,000,000	1,600,000	1.6/10以内
		小 計	180,400,000	17,934,400	—
	阿波市	経営体育成基盤整備事業	10,000,000	1,875,000	1.875/10以内
		老朽ため池等整備事業	30,000,000	3,300,000	1.1/10以内
		小 計	40,000,000	5,175,000	—
	美馬市	広域営農団地農道整備事業	1,000,000	100,000	1/10以内
		経営体育成基盤整備事業	35,000,000	2,000,000	1.75/10以内
		老朽ため池等整備事業	30,000,000	5,200,000	2/10以内
		小 計	66,000,000	7,300,000	—
	三好市	広域営農団地農道整備事業	30,000,000	3,000,000	1/10以内
		中山間地域農村活性化総合整備事業	27,000,000	4,050,000	1.5/10以内
		老朽ため池等整備事業	35,000,000	5,650,000	2/10以内
		小 計	92,000,000	12,700,000	—
	勝浦町	基幹農道整備事業	50,000,000	4,300,000	0.86/10以内
		広域営農団地農道整備事業	80,000,000	8,000,000	1/10以内
		小 計	130,000,000	12,300,000	—
	上勝町	広域営農団地農道整備事業	80,000,000	8,000,000	1/10以内

	那 賀 町	広域営農団地農道整備事業	20,000,000	2,000,000	1/10以内
		中山間地域農村活性化総合整備事業	50,000,000	6,500,000	1.5/10以内
		小 計	70,000,000	8,500,000	—
	海 陽 町	老朽ため池等整備事業	110,000,000	16,800,000	1.6/10以内
	松 茂 町	地盤沈下対策事業	140,000,000	8,400,000	0.6/10以内
	藍 住 町	地盤沈下対策事業	20,000,000	1,200,000	0.6/10以内
	上 板 町	県営農道整備事業	5,000,000	1,250,000	2.5/10以内
	つ る ぎ 町	広域営農団地農道整備事業	30,000,000	3,000,000	1/10以内
	東みよし町	広域営農団地農道整備事業	30,000,000	3,000,000	1/10以内
		中山間地域農村活性化総合整備事業	1,000,000	150,000	1.5/10以内
		老朽ため池等整備事業	76,000,000	5,573,333	1.1/10以内
小 計	107,000,000	8,723,333	—		

## 提案理由

令和5年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項及び土地改良法第91条第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 15 号

## 令和5年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について

令和5年度広域漁港整備事業費等の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

令和5年9月14日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付記
広域漁港整備事業等	鳴門市	水産物供給基盤機能保全事業	40,000,000円	5,600,000円	14%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		県単独漁港漁場整備事業	10,000,000	2,000,000	20	
		小計	50,000,000	7,600,000	—	
	阿南市	広域漁港整備事業	350,000,000	49,000,000	14	
		県単独漁港漁場整備事業	26,745,000	5,349,000	20	
	小計	376,745,000	54,349,000	—		
	牟岐町	広域漁港整備事業	100,000,000	10,000,000	10	
	美波町	水産物供給基盤機能保全事業	98,000,000	13,720,000	14	
	海陽町	水産物供給基盤機能保全事業	90,000,000	12,600,000	14	
	松茂町	水産物供給基盤機能保全事業	70,000,000	9,800,000	14	

**提案理由**

令和5年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 16 号

## 令和5年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について

令和5年度県営林道開設事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

令和5年9月14日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営林道開設事業	美馬市	森林基幹道	300,000,000 <sup>円</sup>	32,100,000 <sup>円</sup>	10.7%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	三好市	森林基幹道	141,000,000	15,087,000	10.7	
	那賀町	森林基幹道	270,000,000	28,890,000	10.7	
	海陽町	森林基幹道	118,800,000	12,711,600	10.7	

## 提案理由

令和5年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 17 号

## 令和5年度県単独道路事業費に対する受益市町負担金について

令和5年度県単独道路事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

令和5年9月14日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県単独道路事業	徳島市	道路局部改良事業	20,000,000 <sup>円</sup>	3,000,000 <sup>円</sup>	15%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	鳴門市	道路局部改良事業	58,000,000	8,700,000	15	
	小松島市	道路局部改良事業	10,000,000	1,500,000	15	
	阿南市	道路局部改良事業 交通安全対策事業	45,000,000	6,750,000	15	
			956,000	95,600	10	
		小 計	45,956,000	6,845,600	—	
	吉野川市	道路局部改良事業	5,000,000	750,000	15	
	阿波市	道路局部改良事業 交通安全対策事業	66,000,000	9,900,000	15	
956,000			95,600	10		
	小 計	66,956,000	9,995,600	—		

	美馬市	道路局部改良事業	63,000,000	9,450,000	15		
	三好市	道路局部改良事業	52,500,000	7,875,000	15		
	勝浦町	道路局部改良事業	17,000,000	2,550,000	15		
		交通安全対策事業	956,000	95,600	10		
		小計	17,956,000	2,645,600	—		
	上勝町	道路局部改良事業	4,000,000	600,000	15		
	石井町	道路局部改良事業	5,000,000	750,000	15		
	神山町	道路局部改良事業	25,000,000	3,750,000	15		
		交通安全対策事業	956,000	95,600	10		
		小計	25,956,000	3,845,600	—		
	那賀町	道路局部改良事業	60,000,000	9,000,000	15		
	美波町	道路局部改良事業	4,000,000	600,000	15		
	海陽町	道路局部改良事業	35,000,000	5,250,000	15		
	つるぎ町	道路局部改良事業	50,000,000	7,500,000	15		
	東みよし町	道路局部改良事業	50,000,000	7,500,000	15		

## 提案理由

令和5年度県単独道路事業費に対する受益市町負担金について、道路法第52条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 18 号

## 令和5年度県営都市計画事業費に対する受益市町負担金について

令和5年度県営都市計画事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

令和5年9月14日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営都市計画事業	徳島市	公共街路事業	1,700,000,000 <sup>円</sup>	170,000,000 <sup>円</sup>	1/10	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができ る。
		県単独街路事業	8,500,000	850,000	1/10	
		緊急地方道路整備事業	350,000,000	35,000,000	1/10	
	小 計	2,058,500,000	205,850,000	—		
	石井町	緊急地方道路整備事業	60,000,000	6,000,000	1/10	

## 提案理由

令和5年度県営都市計画事業費に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。





## 第 19 号

## 令和5年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金について

令和5年度県単独砂防事業費等の一部を次のとおり受益市町村に負担させるものとする。

令和5年9月14日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

事業の名称	負担市町村	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付記
県単独砂防事業等	徳島市	県単独砂防事業	10,625,000 <sup>円</sup>	2,656,250 <sup>円</sup>	25/100	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	鳴門市	急傾斜地崩壊対策事業	10,000,000	500,000	5/100	
		県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100	
		小計	10,425,000	606,250	—	
	阿南市	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100	
	吉野川市	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100	
	阿波市	県単独砂防事業	5,525,000	1,381,250	25/100	
	美馬市	急傾斜地崩壊対策事業	20,000,000	2,000,000	1/10	
		県単独砂防事業	15,385,000	3,846,250	25/100	
		小計	35,385,000	5,846,250	—	

		三好市	急傾斜地崩壊対策事業	15,000,000	1,000,000	5/100・1/10
			県単独砂防事業	10,370,000	2,592,500	25/100
			小計	25,370,000	3,592,500	—
		勝浦町	急傾斜地崩壊対策事業	50,000,000	5,000,000	1/10
			県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100
			小計	50,425,000	5,106,250	—
		上勝町	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100
		佐那河内村	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100
		神山町	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100
		那賀町	急傾斜地崩壊対策事業	15,000,000	750,000	5/100
			県単独砂防事業	5,525,000	1,381,250	25/100
			小計	20,525,000	2,131,250	—
		牟岐町	急傾斜地崩壊対策事業	25,000,000	1,250,000	5/100
		美波町	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100
		海陽町	急傾斜地崩壊対策事業	55,000,000	2,750,000	5/100
			県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100
	小計	55,425,000	2,856,250	—		
板野町	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100		
上板町	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100		

	つるぎ町	急傾斜地崩壊対策事業	30,000,000	3,000,000	1/10
		県単独砂防事業	7,820,000	1,955,000	25/100
	小計	37,820,000	4,955,000	—	
	東みよし町	県単独砂防事業	10,625,000	2,656,250	25/100

#### 提案理由

令和5年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 20 号

## 令和5年度流域下水道事業費に対する受益市町負担金について

令和5年度流域下水道事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

令和5年9月14日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付記
流域下水道事業	徳島市	旧吉野川流域下水道建設事業	2,046,200 <sup>円</sup>	511,550 <sup>円</sup>	1/4	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	鳴門市	旧吉野川流域下水道建設事業	4,577,300	1,144,325	1/4	
	松茂町	旧吉野川流域下水道建設事業	1,010,100	252,525	1/4	
	北島町	旧吉野川流域下水道建設事業	1,742,000	435,500	1/4	
	藍住町	旧吉野川流域下水道建設事業	2,766,400	691,600	1/4	
	板野町	旧吉野川流域下水道建設事業	858,000	214,500	1/4	

## 提案理由

令和5年度流域下水道事業費に対する受益市町負担金について、下水道法第31条の2第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 21 号

## 令和5年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について

令和5年度港湾建設事業費の一部を次のとおり受益市に負担させるものとする。

令和5年9月14日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

事業の名称	負担市	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
港湾建設事業	徳島市	港湾環境整備事業	円 112,000,000	円 16,800,000	% 15	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。

## 提案理由

令和5年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。





## 第 22 号

## 大鳴門橋自転車道設置工事の委託契約について

次のとおり工事の委託契約を締結する。

令和 5 年 9 月 14 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1	工	事	名	大鳴門橋自転車道設置工事			
2	工	事	箇	所	鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池ほか		
3	委	託	期	間	徳島県議会の議決のあった日の翌日から令和10年2月29日まで		
4	契	約	金	額	1,925,802,120円		
5	契	約	の	方	法	随意契約	
6	契	約	の	相	手	方	鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛18 本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター 所 長 貴 志 友 基

## 提案理由

工事の委託契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 23 号

## 徳島県立国府支援学校校舎棟新築工事のうち建築工事の請負契約について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

令和 5 年 9 月 14 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1	工 事 名	徳島県立国府支援学校校舎棟新築工事のうち建築工事
2	工 事 箇 所	徳島市国府町矢野
3	工 期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から令和7年3月20日まで
4	契 約 金 額	2,728,000,000円
5	契 約 の 方 法	一般競争入札
6	契 約 の 相 手 方	姫野組・鳳建設・井上建設 国府支援学校新築工事共同企業体 代表構成員 徳島市佐古八番町5番7号 株式会社 姫野組 代表取締役社長 松 本 哲 構 成 員 阿南市宝田町出口4番地の2 鳳建設株式会社 代 表 取 締 役 福 井 秀 樹 構 成 員 鳴門市撫養町小桑島字前組16の12 井上建設株式会社 代 表 取 締 役 井 上 一 弘

#### 提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

## 第 24 号

## 行政事務用パソコンの購入契約について

次のとおり物品の購入契約を締結する。

令和 5 年 9 月 14 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

- |   |   |   |   |                             |              |        |   |
|---|---|---|---|-----------------------------|--------------|--------|---|
| 1 | 物 | 件 | 名 | 行政事務用パソコン                   |              |        |   |
| 2 | 納 |   | 期 | 徳島県議会の議決のあった日から令和5年12月28日まで |              |        |   |
| 3 | 契 | 約 | 金 | 額                           | 140,240,100円 |        |   |
| 4 | 契 | 約 | の | 方                           | 法            | 一般競争入札 |   |
| 5 | 契 | 約 | の | 相                           | 手            | 方      | 徳島市東吉野町1丁目10番地の1<br>四国通建株式会社徳島支店<br>支 店 長 末 善 正 美 |

## 提案理由

物品の購入契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



第 25 号

徳島県男女共同参画基本計画（第5次）の策定について

徳島県男女共同参画基本計画（第5次）を別冊のとおり定める。

令和 5 年 9 月 14 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

提案理由

徳島県男女共同参画基本計画（第5次）を策定することについて、徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例第3条第1項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。





## 第 26 号

令和4年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月14日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

## 提案理由

令和4年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



第 27 号

令和 4 年度徳島県病院事業会計決算の認定について

令和 4 年度徳島県病院事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 14 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

提案理由

令和 4 年度徳島県病院事業会計決算について、地方公営企業法第30条第 4 項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 28 号

## 令和 4 年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり、令和 4 年度徳島県電気事業会計の剰余金を処分し、令和 4 年度徳島県電気事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 14 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

## 提案理由

令和 4 年度徳島県電気事業会計剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第 2 項の規定により議決を経る必要があり、あわせて令和 4 年度徳島県電気事業会計決算について、同法第30条第 4 項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 29 号

## 令和 4 年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり、令和 4 年度徳島県工業用水道事業会計の剰余金を処分し、令和 4 年度徳島県工業用水道事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 14 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

## 提案理由

令和 4 年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第 2 項の規定により議決を経る必要があり、あわせて令和 4 年度徳島県工業用水道事業会計決算について、同法第30条第 4 項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。





## 第 30 号

## 令和 4 年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり、令和 4 年度徳島県土地造成事業会計の剰余金を処分し、令和 4 年度徳島県土地造成事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 14 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

## 提案理由

令和 4 年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第 2 項の規定により議決を経る必要があり、あわせて令和 4 年度徳島県土地造成事業会計決算について、同法第30条第 4 項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 31 号

令和 4 年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり、令和 4 年度徳島県駐車場事業会計の剰余金を処分し、令和 4 年度徳島県駐車場事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 14 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

## 提案理由

令和 4 年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第 2 項の規定により議決を経る必要があり、あわせて令和 4 年度徳島県駐車場事業会計決算について、同法第30条第 4 項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



第 32 号

令和 4 年度徳島県流域下水道事業会計決算の認定について

令和 4 年度徳島県流域下水道事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 14 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

提案理由

令和 4 年度徳島県流域下水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第 4 項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 報告第1号

## 令和4年度決算に係る健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度決算に係る健全化判断比率を別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和5年9月14日

徳島県知事 後藤田 正 純

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
%	%	%	%
—	—	11.8	154.2
(3.75)	(8.75)	(25.0)	(400.0)

（備考） 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」と記載した。（ ）内は、早期健全化基準を記載した。





## 報告第2号

## 令和4年度決算に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度決算に係る資金不足比率を別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和5年9月14日

徳島県知事 後藤田 正 純

会 計 名	資 金 不 足 比 率
徳島県港湾等整備事業特別会計	— <sup>%</sup>
徳島県病院事業会計	—
徳島県電気事業会計	—
徳島県工業用水道事業会計	—
徳島県土地造成事業会計	—
徳島県駐車場事業会計	—
徳島県流域下水道事業会計	—

（備考） 資金不足額がないため、「—」と記載した。



## 報告第3号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月14日

徳島県知事 後藤田 正 純

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市在住 1名	円 51,489	令和4年8月26日	徳島市地内	令和5年8月24日
吉野川市在住 1名	52,000	令和5年4月4日	吉野川市地内	令和5年8月24日
阿南市在住 1名	57,000	令和5年4月10日	阿南市地内	令和5年8月24日
徳島市所在 1法人	71,500	令和5年4月7日	徳島市地内	令和5年8月25日
小松島市在住 1名	98,500	令和5年5月18日	小松島市地内	令和5年8月25日



## 報告第4号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月14日

徳島県知事 後藤田 正 純

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
阿波市在住 1名	102,000 <sup>円</sup>	令和5年4月21日	板野郡藍住町地内 (県道徳島引田線)	令和5年8月24日
美馬市在住 1名	238,000	令和5年5月12日	美馬市地内 (県道三ツ木宮倉線)	令和5年8月24日
徳島市在住 1名	22,000	令和5年6月1日	海部郡海陽町地内 (国道193号)	令和5年8月24日
徳島市在住 1名	26,000	令和5年6月2日	徳島市地内 (県道徳島上那賀線)	令和5年8月24日
徳島市在住 1名	14,000	令和5年6月2日	徳島市地内 (県道徳島上那賀線)	令和5年8月24日
勝浦郡勝浦町在住 1名	53,000	令和5年6月3日	徳島市地内 (県道徳島上那賀線)	令和5年8月24日
勝浦郡勝浦町在住 1名	25,000	令和5年6月3日	徳島市地内 (県道徳島上那賀線)	令和5年8月24日

勝浦郡勝浦町在住 1名	21,000	令和5年6月3日	徳島市地内 (県道徳島上那賀線)	令和5年8月24日
徳島市在住 1名	39,000	令和5年6月3日	徳島市地内 (県道一宮下中筋線)	令和5年8月24日
板野郡藍住町在住 1名	6,000	令和5年6月3日	板野郡藍住町地内 (県道徳島北灘線)	令和5年8月24日
勝浦郡勝浦町在住 1名	36,000	令和5年6月8日	徳島市地内 (県道新浜勝浦線)	令和5年8月24日

## 報告第5号

地方独立行政法人徳島県鳴門病院の令和4年度に係る業務の実績に関する評価結果について

地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、地方独立行政法人徳島県鳴門病院の令和4年度に係る業務の実績に関する評価結果を別冊のとおり報告する。

令和5年9月14日

徳島県知事 後藤田 正 純







